

中国地方道路啓開等協議会 山口県部会規約

(名称)

第1条 本会は、「中国地方道路啓開等協議会 山口県部会」（以下「部会」という。）と称する。

(目的)

第2条 部会は、山口県における南海トラフ地震などの大規模災害における道路啓開について関係機関の連携・協力により強力かつ着実に推進していくことを目的とする。

(協議事項)

第3条 部会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 山口県内の道路啓開の優先順位や方策に関すること。
- (2) 山口県内の道路啓開に関する情報共有及び情報提供に関すること。
- (3) 山口県内の広域的な道路啓開の実施に関すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条 部会は、第2条の目的を達成するために各行政機関、各種関係団体等をもって組織する。

- 2 部会には部会長及び副部会長を置くものとし、部会長は山口県土木建築部長を、副部会長は国土交通省山口河川国道事務所長をもって充てる。
- 3 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代行する。
- 4 部会の構成は、別表のとおりとする。ただし、必要に応じ部会長が指名するものの出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 部会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

- 2 部会の事務局は山口県土木建築部道路整備課および国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所道路管理第2課に置くものとする。

(規約の改正)

第6条 本規約の改正等は、部会の協議により行うものとする。

(その他)

第7条 部会は、「中国地方道路啓開等協議会規約」に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成30年12月18日から施行する。

(附則)

本規約は、令和元年8月6日から施行する。

(附則)

本規約は、令和6年6月7日から施行する。

中国地方道路啓開等協議会 山口県部会名簿

機 関 名	役 職 名	備 考
【道路管理者】		
山口県	土木建築部長	部会長
中国地方整備局	山口河川国道事務所長	副部会長
岩国市	建設部道路課長	
柳井市	建設部長	
平生町	建設課長	
周防大島町	産業建設環境部施設整備課長	
周南市	建設部道路課長	
山陽小野田市	建設部土木課長	
下関市	建設部道路河川管理課長	
西日本高速道路（株）中国支社	周南高速道路事務所長	
西日本高速道路（株）中国支社	山口高速道路事務所長	
【関係機関】		
山口県	総務部防災危機管理課長	
山口県警察本部	交通部交通規制課長	
陸上自衛隊第１３旅団	第１７普通科連隊本部第３科長	
（一社）山口県建設業協会	専務理事	
中国電力（株）山口支社	総務・地域協力グループマネージャー	
西日本電信電話（株）山口支店	災害対策室担当課長	
（株）ドコモＣＳ中国山口支店	企画総務担当課長	
ソフトバンク（株）	西日本ネットワークセンター 中四国保全課	
KDDI（株）	中国総支社管理部	
【オブザーバー】		
国土交通省 中国地方整備局	統括防災調整官	
国土交通省 中国地方整備局	道路情報管理官	
【事務局】		
山口県	土木建築部道路整備課	
国土交通省 中国地方整備局	山口河川国道事務所道路管理第二課	